

平成30年(ワ)第17960号 境川金森調節池差止請求事件

原 告 高橋 靖昌 外46名

被 告 東京都

平成31年3月15日

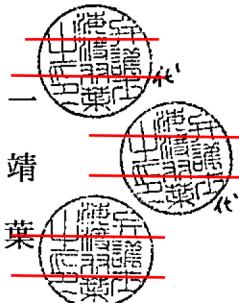
証 拠 説 明 書

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

原告ら代理人弁護士 海 渡 雄

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 海 渡 双葉



甲号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
26	西田スポーツ 広場協定書	写 し S61. 1.10	町田市長、 西田スボ ーツ広場 運営委員 会委員長	西田スポーツ広場協 定書の存在及びその 内容等。	
27	土地使用貸借 契約書	写 し H30. 3.30	町田市長、 西田スボ ーツ広場 運営委員 会委員長	土地使用貸借契約書 の存在及びその内容 等。	

西田スポーツ広場協定書

町田市を甲とし、西田スポーツ広場運営委員会（以下運営委員会という。）を乙として、西田スポーツ広場の管理運営に関して、次のとおり協定する。

第1条 西田スポーツ広場の位置及び地積

位 置	地 積
町田市金森 1409-1 外	16,950 m ²

第2条 使用目的

乙は、前条の西田スポーツ広場を市民のスポーツ活動の場として使用するものとする。

第3条 協定期間

本協定期間は、昭和61年1月10日から昭和61年3月31日までとする。ただし、期間終了後、甲・乙ともに支障がない場合は、1年ごとにこの協定と同じ内容をもって期間が延長されたものとみなす。

なお期間内にあっても、甲の返還依頼があったときは、この協定を解除し乙は無条件で甲の解除に伴う指示に従わなければならぬ。

第4条 管理運営

乙は、西田スポーツ広場の管理運営については、乙の責任において行い、甲に対してこれらにかかる費用の要求は行わないものとする。

- 2 管理の内容については別表のとおりとする。
- 3 乙は、西田 スポーツ広場の使用について、市民に対し公平に使用させるものとし、特定チームの占有的使用にならないよう、特に留意するものとする。
- 4 乙は、西田 スポーツ広場の受付箇を保管し、使用団体を明確にするとともに、使用状況を甲の指示により適宜甲に報告しなければならない。
- 5 甲は、西田 スポーツ広場の管理運営について、必要に応じて現地調査等を実施し、必要な指示を乙にすることができるものとし、乙は、これに従わなければならぬものとする。
- 6 市および学校行事等ご使用する場合には、優先してさせるものとする。
- 7 乙は、西田 スポーツ広場の管理運営にあたって、地域住民の生活環境の阻害等の苦情および事故等が発生した場合は、乙の責任において解決するものとする。

第5条 転貸等の禁止

乙は、西田 スポーツ広場の管理運営権を、第三者に譲渡および転貸をしてはならぬ。

第6条 代替用地請求の禁止

甲が、西田 スポーツ広場を廃止するときには、乙は、甲に代替地の請求をできないものとする。

第7条 責任の継承

この協定については、甲と乙の協定として、当事者である団体代表者、役員等の交替にかかわらず協定事項の責任の継承を行うものとする。

第8条 協議事項

この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえ決定する。

上記協定を証するため、本書を副本を作成し、甲・乙各1通を保有する。

昭和61年1月10日

甲 東京都町田市中町1-20-23

町田市長 大下勝正

乙

西田スポーツ広場管理運営委員会

(別表)

管 理 内 容	
1.	西田スポーツ広場の清掃、草刈、草むしり、空缶捨、危険物の除去等を定期的に行うこと。
2.	西田スポーツ広場の使用には十分注意し、公共財産を大切にすること、利用者及び利用団体に徹底させること。
3.	西田スポーツ広場に修理が必要なときは、すみやかに市に連絡すること。
4.	西田スポーツ広場で発生した事故等の処理は、適切に行い、市にいかなる迷惑をかけないこと。
5.	広場を良好な状態に保つため、使用後は清掃などの指導を行うこと。

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

土地の使用貸借について、貸付人 東京都町田市（以下「甲」という。）と借受人 西田スポーツ広場管理運営委員会（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地使用貸借契約（以下「この契約」という。）を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を乙に無償で貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在	地目	地積（公簿）
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

（賃貸期間）

第2条 この土地の貸付期間は、2018年4月1日 から 2018年9月30日 までとする。

（土地の引渡し）

第3条 甲は、貸付期間の初日にこの土地を現状のまま乙に引き渡すものとする。

（用途指定等）

第4条 乙はこの土地を第2条に定める期間中、スポーツ広場用地として、使用しなければならない。

- (2) 乙はこの土地を前項に定める用途に供する必要がなくなったときは、貸付期間中であっても、自己の負担で直ちに原状に回復して返還しなければならない。
- (3) 乙はこの土地に人を居住させてはならない。
- (4) 乙はスポーツ広場の使用規定を定め変更する時は、事前に甲に届け出るものとする。
- (5) 乙はこの土地を政治又は宗教活動を目的とする集会等に使用させてはならない。
- (6) 乙はこの土地をもっぱら営利を目的とする団体等に使用させてはならない。

（転貸の禁止等）

第5条 乙は、この土地を転貸し、又はこの土地を使用する権利を譲渡してはならない。

（物件の保全義務）

第6条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。乙は、この土地の使用により、第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は乙の責任において損害の発生を防止しなければならない。第三者に損害を及ぼした場合は、乙の責任および負担において、すみやかに対応しなければならない。また、乙は甲に対し、直ちにその状況を文書にて通知しなければならない。

（土地の現状変更）

第7条 乙は、土地の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第8条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第11条第1項の定めによりこの契約を解除された場合において、この土地に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力義務)

第9条 甲は、この土地について隨時その使用状況を実地に調査することができる。
この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、第2条の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲が、この土地を公用又は公共用に供するために必要とするとき。

2 乙は、前項第1号の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。乙が、前項第2号の規定により契約を解除された場合は、受けた損害の賠償を甲に請求しないものとする。

(原状回復)

第11条 乙は、前条第1項の規定により契約を解除された場合又は貸付期間が満了した場合においては、自己の負担で甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、この土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷しているとき又は甲がこの土地を現状に回復させることができないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第14条 この契約の各条項について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第15条 乙は、この土地の使用に際し、次に掲げる事項を承諾し、この契約を行う。

- (1) 利用にあたり、近隣住民から騒音等の苦情がないように配慮すること。また、事故等が発生しないように十分注意すること。苦情・事故等が発生した場合には、乙の責任及び負担により、すみやかに対応すること。
- (2) 乙または、その使用者等の過失により、この土地を滅失毀損したときは、乙は甲に対し直ちにその状況を通知するものとし、また、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

甲と乙とは、本書2通作成しそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2018年3月30日

甲

東京都町田市森野二丁目2番

東京都町田市

町田市長 石 阪 丈



乙

西田スポーツ広場管理運営委員会

■貸付物件一覧

別紙

所在	地目	地積(公簿)(m ²)
町田市金森六丁目1406番1	畠	134.00
町田市金森六丁目1406番2	畠	8.58
町田市金森六丁目1407番	畠	2,394.00
町田市金森六丁目1408番2	宅地	117.06
町田市金森六丁目1404番1	畠	59.00
町田市金森六丁目1417番2	宅地	96.71
町田市金森六丁目1418番2	山林	67.00
町田市金森六丁目1425番2	山林	17.00
町田市金森六丁目1409番1	畠	9,181.00
町田市金森六丁目1409番3	宅地	160.47
町田市金森六丁目1438番6	宅地	1,402.80
町田市金森六丁目1395番1	山林	1,385.00
町田市金森六丁目1396番1	畠	2,331.00
	合計	17353.62m ²

(使用面積16,950m²)

西田スポーツ広場 案内図

町田市金森6丁目1409-1外

個人情報の為 掲載しません